2019年12月12日 第14回社会保障審議会児童部会 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 議事録

- 〇日時 令和元年 12 月 12 日 (木) 15:00~17:00
- ○場所 TKP 新橋カンファレンスセンター 14 階ホール 14G(東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング)

○出席者

(委員)

小杉 委員長 (労働政策研究·研修機構研究顧問)

新保 委員長代理(神奈川県立保健福祉大学教授)

合原 委員(全国母子寡婦福祉団体協議会母子部顧問)

島崎 委員(政策研究大学院大学教授)

鈴木 委員(浜松市こども家庭部子育て支援課長)

芹澤 委員(全国母子生活支援施設協議会副会長)

永澤 委員(山形県子育て推進部子ども家庭課長)

森内 委員(全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長)

(参考人)

赤石 参考人 (NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)

佐藤 参考人 (ハンド・イン・ハンドの会主任研究員)

新川 参考人(NPO法人M-STEP理事長)

村上 参考人(全国父子家庭支援ネットワーク理事長)

(事務局)

度会 母子家庭等自立支援室長

原田 母子家庭等自立支援推進官

川岸 母子家庭等自立支援室室長補佐

○議題

(1) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成 26 年改正法の改正後の施策の実施状況について

(委員及び参考人からのプレゼンテーション等)

(2) その他

○配付資料

資料1 鈴木委員提出資料

資料 2 森内委員提出資料

資料3 芹澤委員提出資料

資料4 佐藤参考人提出資料

資料 5 新川参考人提出資料

参考資料 1 令和元年 12 月 10 日 第 9 回地域共生社会推進検討会 資料(地域共生社会推進検 討会 最終とりまとめ(案))

参考資料2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向

○議事

○ 度会母子家庭等自立支援室長

それでは、定刻となりましたので只今から「第 14 回ひとり親家庭への支援施策の在り方に 関する専門委員会」を開催いたします。委員参考人の皆様にはお忙しい中お集まりいただきま して誠にありがとうございます。

本日の委員の出席は8名で町山委員は欠席でございます。参考人の出席は4名でございます。 次に事務局ですが、本日は渡辺子ども家庭局長、依田審議官、宮本総務課長は公務により欠 席、成松家庭福祉課長は遅れての出席予定となっております。

それでは、議事に移りたいと思います。小杉委員長よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

皆様今日もよろしくお願いいたします。

それでは、最初に本日の資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

資料の確認をさせていただきます。まず、前回の専門委員会は、ペーパーレスの形で行っていましたが、本日は機材のご用意ができませんでしたので、お手元の資料による会議となります。配布資料は、議事次第、資料1から資料5が本日プレゼンテーションを行っていただく委員及び参考人の資料、それから、参考資料1が第9回地域共生社会推進検討会資料として、地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ案という形になっております。それから、参考資料2は母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向という形で第12回の時に提出させていただいた資料ですが、その際、集計中となっておりました寡婦につきましてデータが出ましたので参考資料として付けております。このほか、委員及び参考人の皆様の机上には、委員名簿、座席表、それから、前回までの資料を準備しております。お手元の資料等に不備等ございましたらお知らせください。

カメラの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、傍聴時 の注意事項の厳守をお願いいたします。

それでは、小杉委員長よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

それでは、議事に入ります。本日の議題(1)にあります「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成26年改正法の改正後の施策の実施状況」についてですが、委員及び参考人の皆様に前回に引き続き、プレゼンテーションをお願いしております。

本日の進め方ですが、まず、鈴木委員、森内委員、芹澤委員、佐藤参考人、新川参考人のそれぞれにプレゼンテーションをお願いしておりますので、10分程度で発表していただきます。また、前回の専門委員会において委員からご指摘のあった事項について、参考資料1として説明を事務局より聴取したいと思います。そのうえで、プレゼンテーション等の内容を踏まえ、

なお、ご発言の際は、マイクのボタンを押していただき、終わりましたらお切りいただきま すようお願いいたします。

それでは早速、各委員・参考人からのプレゼンテーションに移ります。まず、鈴木委員、お願いいたします。

〇 鈴木委員

質疑応答と合わせて意見交換をしてまいります。

こんにちは、浜松市の鈴木でございます。今日は浜松市の状況をご説明させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元の資料の1の内容に沿って簡単にご説明をさせていただきます。説明する 内容としては、浜松市の実際ひとり親家庭への支援についての状況をご説明するところが主な もので、最後に実際に浜松市で実施している事業についての所感といいますか、意見を述べさ せていただければと思っております。

それではまず、1枚お捲りいただきまして、浜松市の概要です。浜松市は静岡県の西部浜名 湖畔にあります人口が31年4月現在で概ね80万人、そのうち児童扶養手当の受給者が、4月 現在で4,541人という状況でございます。次のページに移っていただきまして、組織としては、 政令市でございますので市役所と区役所で業務を実施しております。主には市役所で市の企画 立案をして区役所が窓口業務を実施するというような役割分担になっております。

続きまして、次のページ3をお願いします。ひとり親家庭等の支援については、浜松市では 国で策定をいたしましたひとり親支援施策を踏まえて、子ども・若者支援プラン、これは子ど も子育て支援新制度施行を受けて策定をした計画に基づき実施しています。子ども若者支援プ ランは、大きく3章建てになっております。基本施策の1,2,3をご覧いただきますと、子 ども子育て支援事業計画、二つ目としてひとり親家庭等の自立促進計画、これがひとり親家庭 等への支援になるものです。そして三つ目として若者支援計画、これを合わせて子ども・若者 支援プランとして策定をして、施策を進めているところでございます。ちなみに、現在の計画 については、今年度いっぱいで、次年度からはまた新しい計画を策定をし直して実施をしてい く予定でございます。

次のページをお願いいたします。今お話ししました基本施策として大きく三つあり、そのうちの真ん中部分、基本施策の2としてのひとり親家庭等の自立促進でございます。この自立促

進について大きく四つの支援策を立てて事業を実施しているところです。基本施策の2の右側、 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援と、この四つを大きく施策と言い ますか、事業として区分をしてそれぞれ実際の業務を進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。そのひとり親対策事業の具体的なメニューが、この7つでございます。この7つにつきまして、主なものということで列挙いたしましたが、保育所等の優先的利用の推進でありますとか、放課後児童クラブの優先的利用の推進は、部局が違うものですから、本日は私どもの子育て支援課で担当している事業のうちのここの7つを簡単にご説明させていただくというものです。

それでは、次のページにそれぞれ事業ごとに情報を記載しておりますのでご覧ください。 8 ページでございます。母子家庭等就業自立促進センター事業でございます。ここにつきましては、主に事業としては就業支援の実施ということになります。実施方法としまして、静岡県と静岡市、県内のもう一つの政令市です、それと、浜松市による共同運営、これは静岡県母子寡婦福祉会に委託をしまして実施をしているものでございます。この就業支援の他にも様々な相談業務を実施しておりますが、弁護士による法律相談も実施しておりまして、その弁護士相談の中では養育費に関する相談が最も多い傾向でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。②の自立支援プログラムの策定事業でございます。これは、支援するひとり親家庭の親に対しまして個別のプログラムを策定して計画的に就業支援を行うものでございます。それから、③自立支援給付金、これは就業支援の一つになりますけれども、教育訓練としまして、指定講座の受講費用の6割を給付、それから、高等職業訓練の促進としまして、こちらは、資格を取得するための養成機関での修業をされている方についての支援ということで実施をしております。さらに今年度につきましては、国の制度が拡充されましたので、最終学年の者につきましては、月額4万円の増額支給も実施することとしております。

次のページをお願いいたします。④としまして日常生活支援事業でございます。これは一時的に支援が必要となった方に支援者を派遣して生活を援助するという事業でございます。業務としましては、実際に支援する者と利用者との間を取り持つコーディネートをしているところでございます。⑤として、生活向上事業・学習支援事業でございます。学習支援事業を特にご説明をさせていただきたいところでございます。これは、ひとり親はもちろんですけれども、経済的に困難を抱える子どもについても学習支援を実施しており、さらに浜松市としては手厚く学習支援については進めていきたいと考えているところでございます。

次のページ 11 ページでございます。⑥高卒認定試験、⑦高等職業訓練の促進の貸付事業です。これは、ご覧いただければと思います。

続きまして 12 ページです。その他のひとり親家庭等への支援としまして、国の制度に基づいて児童扶養手当の支給、そして(2)として、母子父子家庭等への資金の貸付でございます。 表には父子家庭のみを表記させていただきました。父子家庭が 26 年度より拡充されたことに伴って 1,357 万 3,000 円分の貸付が平成 30 年度の実績でございます。もちろん、母子と寡婦等についても貸付がございまして、総額では、17,300 万ほどの貸付となっております。

それから、13ページ(4)でございます。ひとり親家庭の自立支援の、これはいわゆる児童

扶養手当の二人目以降の加算分について1万円まで市で単独で継ぎ足しで助成をしているものでございます。そして、(5)として遺児等に対する給付金も実施をしております。

最後のページをお願いいたします。まとめとしまして、私どもで感じているところでございます。まず、一つ目の母子家庭等自立支援センターでございます。先ほどもお話ししましたが、養育費に関するご相談も多いところでございますが、自治体が直接関与するとことは大変難しい状況でございます。養育費の確実な確保までの支援がなかなか難しい状況だというところでございます。③自立支援給付でございます。先ほどお話ししました月額4万円増ということで、節目におけるある程度の上乗せがされたということで、資格取得や就業への意欲を高めることに繋がっているのではないかと感じております。④日常生活支援でございます。これは支援者と利用者のマッチングが課題となっておりまして、急遽キャンセルというようなことも間々ございます。そして、支援者に対する、あくまでこれはボランティア的な支援事業ということではございますが、報酬基準が低いものですから、その点について何とかご配慮を頂くような方向で検討出来ないかというところは感じているところでございます。それから、⑤学習支援等については、学習支援の必要性は高いのですが、支援をするボランティアの確保が難しい状況でございます。そして、その他のところ、児童扶養手当支給事業につきましては、給付回数の見直しによりまして、隔月で支給がされるようになりました。受給者にとっての生活の安定につながるものと考えております。

それから、福祉資金の貸付でございます。これにつきましては、福祉資金に限らず、また別の制度での貸付事業等もございますので、そちらについての周知、啓発併せて図るべきだと考えております。我々も窓口での多制度のご案内はしているところでございます。

是非またご検討をお願いいたします。以上でございます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。では、続きまして森内委員お願いいたします。

〇 森内委員

只今紹介に預かりました全国母子・父子自立支援員連絡協議会の森内です。

では、2ページをご覧ください。はじめに全国母子・父子自立支援員連絡協議会の会員からの意見、それから、全国母子・父子自立支援員研修会の中での分科会での要望と、それから、参加された皆様から頂いたアンケートにあった意見と要望を集約したものを中心にまとめたものです。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について一言ということで意見を賜っております。私たちが長期にかかわりを続けている福祉資金の滞納者の多くは母子家庭の母が寡婦となり、健康を損ねて就労がままならぬことですが、それと、連帯責任の子どもが成人しても自身に課題を抱えて就労が安定せず働いていないのが主な要因ですが、自己責任だと言わないでください。努力を重ねてきたことを支援員は見てきましたし、困難を乗り越えられるようこれからもお声がけをしていきたいと存じております。私たちは子どもの自立あってこその母子父子寡婦の自立と幸せ、所得や年齢に制限されることなく支援策

が届くことを望みます。

では、次のページをご覧ください。①基本方針についての意見、就労について主なものを、 三つをここに載せております。赤字の部分ですが、ひとり親家庭の父、母だけではなく寡婦や ひとり親の子どもに対する就労支援の創設を望みます。

次のページお願いします。事業の対象者の拡大、児童扶養手当の受給者の拡大が多くの支援 事業の対象者拡大につながる。所得制限のさらなる引き上げ、同居する扶養義務者は両親のみ、 初年度の所得制限において扶養する子ども数の所得制限としてみなす。ひとり親家庭となった 前後の支援が特に重要です。多くの子どもは夫側に、離婚する前扶養控除申告されていますの で、子ども0人での所得制限ではなくて、事実養育している子どもの数で子のみなしを考える ことをお願いしたいと思います。寡婦の支援の拡大として給付金事業、自立支援プログラム事 業、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者に加える。

次のページお願いします。母子父子寡婦福祉資金の見直し。今年度就業施設の就学支度資金において、100,000 円から 282,000 円に限度額が引き上げられましたが、5年償還がそのままになっておりますので、20年償還に直していただきたいと思います。公立高校の就学支度資金の限度額の引き上げと小中学校支度資金の引き上げ、それと、生活保護のほうの額では、今の額より少し多くなっていますが、生活保護の方では給食費とか学習支援費、クラブ活動費になるんですが、小学生で16,000 円、中学生で59,800 円を限度に支給されています。このへんも考えていただいて児童扶養手当額の引き上げをお願いしたいなと思います。児童扶養手当額はどのように決められるのかはわかりませんが、生活保護での改良された部分というところとの整合性も考えていただいて、児童扶養手当の額も上げていただければなと思います。すみません、ちょっとここには書いてないですが、昨日そういう情報を得たので今述べさせていただきます。それと、寡夫福祉資金の創設、お母さんではなくお父さんの方の寡夫の福祉資金の創設をお願いします。

次のページ、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進、赤字の部分ですが、正しい離婚協議のキャンペーンの展開と離婚前相談の充実です。

次のページお願いいたします。母子・父子自立支援プログラム策定事業。とても有効な支援ですが、地域の取り組みに差があるのはなぜか。事業の実施自治体、策定件数が減少しています。事業の地域による取り組みの差とバラツキの検証をしていただいて自治体に取り組みを推進する。

次のページ、私どもが一番ここを望んでいることでしたが、相談体制の整備、母子・父子自立支援が役割を遂行できる処遇と専門性が発揮できる働き方を検証し、雇用待遇の就労環境を整えて人材を育成する。ひとり親家庭や寡婦の支援は誕生から終末までの生涯支援と次世代に及ぶ長期伴型支援です。その間の支援に係る情報や知識の取得、知見を積むことが重要で顔の見えるネットワークの構築は支援員への信頼性が求められます。ひとり親が安心して相談ができる経験豊かな支援員の育成が肝要と。様々な問題を抱えたひとり親家庭の支援には、的確に対応できる相談機関、母子・父子自立支援員の体制が整えられなければなりません。母子・父子自立支援員の専門性を確保して、その知識、経験が蓄積されるために安定した長期的な雇用環境が必要。

次のページお願いします。引き続き相談体制の整備のことです。③その他課題でも掲げております。母子・父子自立支援員への理解。母子・父子自立支援員の相談の領域は広く、その知識や情報量、困難を抱える対象者への支援や就労支援、兼務職等多々あります。全国母子・父子自立支援員研修会等への参加ができるよう相談スキル向上のため、所属する自治体と職場の担当長の理解が必要です。ひとり親家庭支援の手引きの活用。ひとり親家庭支援の手引きに即した業務が行えるように各自治体において、ひとり親家庭等への相談支援における共通アセスメントツールや、個人情報に関する権利、取扱い規定を定めるなど相談体制を整備する。研修会等でアセスメントの訓練をする。あと、ひとり親家庭支援などの活用。

次です。11ページ。平成26年度改正法の、改正後の執行状況に関する事項。母子・父子自立支援員の配置数は増員していますが、兼務が多く、その兼務職と職位の補助事務に追われている。ひとり親家庭、寡婦への支援が埋もれている傾向と見ます。都道府県が策定する自立促進計画の策定において、子どもの貧困計画の中での一部として取り組まれているなど存在性が薄い。誰がどこで何をどうするのか具体的な数値目標が設定されていたとしても、支援員の現場では呈覧のみとなっています。

あと、下の方ですが、母子家庭自立支援給付金等は有効な支援で拡充されていますが、対象 に寡婦を加えると、そのことについて次のページで具体例を述べます。

寡婦の支援施策について。寡婦家庭、もうひとつ夫の方の寡夫家庭として母と子に、父と子に一体化した支援をする。先ほどの教育訓練ですが、4年間の訓練中のうちに寡婦となれば、給付金支援が終了する。このことをちょっと考えてもらいたいなと思います。寡婦のみでなく子どもに支援をしないと自立につながらない。父子家庭の支援施策について、子育て、家事と仕事の両立支援、児童や教育学習支援が重要、先ほど述べましたが、寡夫福祉資金の創設。

次のページですが、母子・父子自立支援員の地位の向上。それから、次の全国母子・父子自立支援員等研修の開催実施について、自治体が開催に対して消極的、非協力的。県母子・父子自立支援員連絡協議会の負担が増し、全国母子・父子自立支援連絡協議会からの脱退が続き、全国研修会開催が窮地に陥っている。全国母子・父子自立支援員等研修会の安定した実施要綱を定めて欲しい。

最後です。次のページ。自治体の取り組む相談体制の整備。自治体の利用率の低さを真剣に受け止めて、信頼される相談窓口体制の構築に取り組む。母子・父子自立支援員がひとり親家庭、寡婦の福祉につながる働き方ができる体制を整える。ひとり親家庭への相談支援を行うにあたっては、厚生労働省作成、ひとり親家庭支援の手引きに即して業務を行う等の相談支援体制の整備を行う。

最後ですが、自治体、職員の養成の要請。おこがましいですが、アンケートではこれに対する意見が多くありました。担当職員の研修会参加により、ひとり親家庭、寡婦等の福祉支援策の実現に取り組む。

最後に私どもの連絡協議会のことを少し書いてあります。読んでいただければなと思います。 以上で終わります。

○ 小杉委員長

どうもありがとうございました。では、それでは引き続きまして芹澤委員お願いいたします。

〇 芹澤委員

はい、ありがとうございます。全国母子生活支援施設協議会の芹澤です。よろしくお願いいたします。

私の方から最初に、基本方針に対する母子生活支援施設の意見を述べさせていただき、その後に施行状況に対する意見として、ひとり親家庭の現状について意見を述べさせていただき、最後に課題等として、母子生活支援施設の活用についての意見を述べさせていただきたいと思います。

それでは最初に、基本方針に対する意見を述べさせていただきます。レジュメをご覧下さい。 DV 被害者、障害や疾患、児童虐待などの特定の支援が必要な母子世帯を保護し支援する施設 として母子生活支援施設があります。市区町村財政の緊迫により、十分な活用がなされていな い現状がありますが、母子生活支援施設が持つ機能を活用し、地域のひとり親家庭支援を行う ことは、大変有効な施策につながります。これを踏まえ、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と 向上のための措置に関する基本的な方針には次のことを明記すべきです。

まず1点目といたしまして、特別な支援が必要な母子世帯、DV 被害者、障害や疾患、児童 虐待リスク等については、母子生活支援施設の積極的な利用を勧奨し適切に保護する事。また、 一律に利用期間を限定するのではなく、ソーシャルワーク機能を活用した適切なアセスメント に基づき必要な保護を実施する事。2としまして、地域の実情を踏まえ、地域のひとり親家庭 支援の拠点として母子生活支援施設を積極的に位置づけることをお願いしたいと思います。

続きまして、施行状況についてご説明をさせていただきます。はじめにですね、子どもの貧困世帯におけるひとり親家庭の割合を試算してみましたのでご報告をさせていただきます。皆さんご存知のように、平成27年度の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親家庭の貧困率は50.8%です。これを、平成27年度の国民生活基礎調査の世帯別の数に当てはめて計算してみました。夫と子どものみの世帯、ひとり親と未婚の子どものみの世帯、三世代世帯、この世帯を足して有子世帯数合計を出しました。有子世帯合計の中から13.9%にあたる貧困の子どもは何世帯あるのか、さらにひとり親世帯と末子の子どもの中でひとり親世帯の貧困率50.8%から世帯数を計算し、両方の世帯数から、ひとり親家庭の貧困世帯におけるひとり親家庭の割合を計算してみました。その結果子どもの貧困世帯のうち、ひとり親世帯の割合は61%という非常に高い数字が出ています。子どもの貧困世帯のうち、ひとり親世帯の貧困解消が大きなウェイトを占めていることがわかりました。また、様々な要因から貧困世帯に児童虐待が多く発生しているとの指摘があります。児童虐待防止のためには、母子が共に生活しながら必要な支援が受けることができる母子生活支援施設機能を活用した保護の促進と支援体制の充実を図ることが有効です。

では、裏面に移っていただきまして、ひとり親家庭の現状についてまとめてみましたのでご確認させていただきます。まず、厳しい経済状況、50.8%が貧困世帯です。さらに母親の81.8%が就労されており、日常生活では仕事、家事、育児に追われる毎日を過ごしておられる現状で

す。さらにひとり親に対する社会の偏見や差別、これによりひとり親であることを地域や近隣住民に知られないようにしたいという思いで生活しておられる方もおられます。このような状態から、地域で孤立しておられるひとり親世帯が多く、また、就労等により時間的余裕がなく、なかなか支援につながりにくいという現状があると思います。また上記の理由により時間とか余裕がない上に、結婚や離婚による転居を繰り返すという中で近隣の知り合い、あるいは相談相手がいないというような状況があります。さらに、子どもの学習課題、経済格差と学力の格差、その他 DV や離婚問題、借金、体調不良など様々な課題を抱えておられるという現状があります。

母子生活支援施設機能のうち実際に地域活動をしている実績をご紹介させていただきます。まず、子どもへの支援としまして、学習支援(学習支援に留まらず、奨学金の案内や申請のサポート)を行っているところもあります。また、中高生の居場所づくり、子ども食堂、乳幼児保育、学童保育など地域のひとり親家庭を受入れて支援している施設があります。母親への支援といたしましては、相談機能、それから、就労活動支援(就労活動支援として職業安定所との連携、あるいは同行、残業や休日出勤時の保育)を行っている施設があります。また、臨床心理士によるカウンセリング、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)を実施している施設があります。食材提供といたしまして、フードドライブ活動の拠点として施設に届きました食材をメール等で地域のひとり親家庭に連絡し、夜間にまで取りに来てもらえるような形での配分の拠点として機能している施設があります。

母子生活支援施設を活用した地域のひとり親支援のメリットをまとめさせていただきました。まず、夜間休日を含めた相談支援体制が取れる。これにより、支援の必要な人につながることができます。さらに、産前から産後にかけた妊産婦支援、あるいは母親の支援、乳幼児から中高生までの幅広い年齢層の子どもの支援、また、世帯全員に対して支援の提供できる切れ目のない支援の提供が可能です。さらに、相談、食材提供、保育、学習、居場所づくりなど施設機能を活用した支援の提供により、総合的包括的支援ができます。

最後に、ひとり親家庭支援施策の取り組み状況と課題等についてまとめさせていただきました。ひとり親家庭に対する支援施策が展開されていますが、ひとり親家庭に十分活用されていない現状があります。このような状況を改善するためには、身近な地域で日常的に気軽に相談し、必要な支援を受けることのできる相談支援体制の構築が不可欠です。夜間休日でも相談対応が可能で、必要な時には保育や同行、代行、訪問支援など様々な支援の提供ができる母子生活支援施設機能の活用が大変有効です。母子生活支援施設には、様々な研修や訓練を受け、知識や経験を持つ保育士、社会福祉士、心理専門員等がいます。また、日常的に福祉事務所をはじめとする様々な関係機関との連携も行っており、母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親家庭支援施策はまさに適切であると思います。以上です。ありがとうございます。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。では、次々で申し訳ありませんが、佐藤参考人お願いいたします。

〇 佐藤参考人

ハンド・イン・ハンドの会の主任研究員をしております佐藤俊恵と申します。本日はどうぞ よろしくお願いします。

ひとり親家庭の支援施策の在り方についてということでまとめてまいりました。捲っていただいて、アジェンダについては、ハンド・イン・ハンドの会についてご説明して現状をお話しした後、実施状況について検討して、これからの支援施策の在り方について意見を申し上げたいと思います。

次のページに行きまして、ハンド・イン・ハンドの会ですけれども、ハンド・イン・ハンドというのは、手に手を取ってという意味で名づけられた名前です。同じ悩みを抱える人が手を取り合って離婚後自分らしく生きるためのきっかけの一つと捉え、ともに前向きな一歩を踏み出そうという意味が込められています。活動は 1979 年の3月ニコニコ離婚相談を開催したことが始まりですので、活動実績 40 年ということになります。

次のページに行きまして、私ども前向きな離婚、明るい母子家庭生活を応援する三つの柱として正しい情報を提供する。そして、仲間を作るということ、それと合わせて社会変革を伴うような何か社会に問題があるのだったらそこを変えていこうじゃないかということで手に手を取り合って活動しております。家族問題研究の先駆者として活動してきたということを、まず先に申し上げておきたいと思います。

次のページはハンド・イン・ハンドの会の理念ですが、今日は時間がないのでここは飛ばしまして次のページにまいります。

今回の基本方針は、対象期間が平成 20 年度、平成 31 年度までの 5 年間です。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しての広角的に機能することを目指すという方針であったかと思います。

翻って現状に行きたいと思います。 7ページをご覧ください。母子家庭、父子家庭の現状。 1回目の時に配られた資料ですけれども、これは平成 28 年度のひとり親家庭等全国調査の結果から抜粋しているものと理解しておりますけれども、正規の職員は 44.2%となり、年間就労収入は 200 万円となっているというのが資料で分かるところ。次のページに行きまして、これを平成 23 年度の全国母子世帯等の調査との比較をしてみました。正規の職員も若干増えました。年間平均就労も増えたように見えます。でも実際はどうでしょうか。次のページに行きます。国民生活基礎調査の概況を見ると、児童のいる世帯の平均所得金額の年次水位は、平成 22年 6,581,000 円だったものが平成 30 年には、7,436,000 円、近年上昇幅が大きいことがわかります。ひとり親の世帯は基本的に一方の親のみの収入ですから、180 万円が 200 万円になって増えたといっても、むしろ格差は広がっているのではないかと懸念をしているところでございます。

次のページに行きまして、施策の実施状況について申し上げたいと思います。基本方針に従って様々なメニューが増えて施策が多岐に亘って展開されたと言えると思います。

次のページに行きまして、これも1回目の資料のところから主なものを抜粋しましたけれど も、利用が低調だということがわかります。資料の中で赤い○をつけましたので、ご覧いただ ければわかりますが、制度そのものを知らないという人が大半です。次のページに行きますと、なぜこんなに利用が低調なのだろうかということです。たくさんメニューがあっても利用してくれないというのでは、実際のところこれは展開されたと言えるのだろうかと考えます。制度を知っていても大半は利用していませんし、そもそも知らない人も多いということですので、これは何とか検討しなければいけないのではないかと今思っています。基本方針の開始が 27年度からなので、28年度の調査ではまだ周知が徹底されていなかったと解するべきかわかりませんけれども、これは前回の専門委員会でも制度を知らないということがそもそも問題なのだということが意見としてあったかと思います。

次のページです。では、一体支援は届くのかということですけれども、最も相談している相談先が公的機関と回答したのは母子家庭で 1.9%、父子家庭で 1.5%、支援策を展開するうえでこれは本当に機能していると言えるのだろうか。周知が不十分なのか、支援メニューが使いにくいのか、そもそもニーズとマッチした支援策なのかどうか、再検討しなければいけないと思っています。実際のところ、個人的なことですが、私は行政の窓口で励まされたことで自立につながったと思っていますので、やはり、相談機関の充実というのは、必要だと思っております。

次のページからこれからの支援施策の在り方についてお話ししたいと思います。ひとり親家庭が 100 あれば 100 のニーズがあります。全部違います。皆さん抱えている事情や状況が異なります。お母さんやお父さんの状況も違えばお子さんの状況も違います。これは簡単に図式にしたものなので、これが全部とは言いませんけれども、協力者や支援者があるかないか、あるいは収入があるかないか、重点的にどこを対象にするべきかというと、支援者もなくやはり収入もないところ、こちらは緊急度も高い事案が大変多いかと思います。こういったところにどういうふうに支援を届けるかということをまず念頭に置いて考えなければならないと思っております。

次のページです。ひとり親家庭の自立に向けたステップと、これは実は前回の資料と同じです。離婚前、離婚1年目、1~3年目、この生活基盤の安定のここが一番重要です。もちろん離婚前も大事です。生活基盤が安定しなければ次の自立というステップには進めないと思っています。母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、お子さんの年齢が上がれば自分の年齢も上がります。おのずとおじいちゃんおばあちゃんの年齢も上がるということですので様々な問題が複合的に絡まっていると思っております。

次のページに行きまして、いかにニーズをつかむかと、端緒となる公的機関等によるファーストカウンセリングが大変重要だと思っています。早期に対応することで問題の複雑化、深刻化を防ぎます。コンコンと咳が出たところで病院に行けば1回のお薬で処方が済むかもしれません。それをこじらせてしまって肺炎になったら入院治療が必要だ、こういうのと同じでございます。それぞれに抱えている問題は違いますけれども、早め早めの支援、アプローチというのが必要になってくると思います。そのためには、相談機関の充実と専門人材の育成は待ったなしだと思っております。

次のページに行きまして、まず、相談機関にどうつなぐかということです。電話をして直接 行くというのは大変ハードルが高いこともございます。今は電子母子手帳のような仕組みが各 自治体で取り入れられていると思います。相談機関につなぐということで、シングルペアレントアプリの様なものでどんどん情報をお母さんたちに、お父さんたちに届けるというようなことをしたらどうでしょうか。気軽にアクセスができて情報が伝わりやすいと思います。もう少し角度を変えますと、10年前の会報ですけれども、ハンドの会に参加したお母さんの声です。たくさんの人と会い、たくさん学んでください、どうしようと悩まないでまず会いに来て思いっきり泣いてください、心が軽くなりますよ。まず第一歩からです。果たして、公的機関の相談窓口で泣けますでしょうか。面談室、個室などのハードの整備も必要ではないでしょうか。

専門人材をどう育成するかということに移らせていただきます。次のページです。厚労省の 方、事務局の方に教えていただきたいですが、引きこもりであるとか、あるいは児童虐待であ るとか、たくさんのところがこうしたソーシャルワーク専門職を養成しなければならないと言 っています。ひとり親もそうです。一体その専門人材は今から急にすぐできるものなのか思い ますので、これを後でちょっと教えていただきたいと思います。

次のページに行きます。森内さんが先ほど熱心にお話をなさった通りに、母子自立支援員等の処遇改善は重要な課題だと思っております。専門性が高く求められているのに身分保障や処遇改善がない状況というのでは担い手が育ちません。将来的な人材を確保するためにも、これは喫緊の課題だと思っています。ただし、資格を課するかどうかは人材がかなり不足していますので、長い期間を経て、プロセスを経たうえでと思っております。

次のページでは、養育費支援と面会交流で、これは明石市などの取り組みを参考にされたらどうかということと、離婚をしても親は二人ですので、共同養育という発想を取り入れてはどうかと思っています。ひとり親という支援ではなくてふたり親支援も支援の形ということで検討していただけないでしょうか。両親からの愛情や様々な経験ができますし、子どもにとっての逃げ場も出来ると、子どもの健全発達につながるということで、ひとり親だけではないこうした支援の形というものも是非検討していただきたい。

もう少しでございます。日常生活支援の強化に子ども食堂や学習支援、放課後クラブなどの 拡充をお願いしたいということです。持続的な活動でなければなりませんので、どうしたら持 続的にこれを維持できるか検討していただきたい。一定の評価基準を設けて評価基準以上の取 り組みが実践できた運営母体には持続的な活動ができるような体制があるとか、細かな整備が 必要かと思っています。また、生活基盤を安定させるには住宅の安定確保が必要ですので、新 しい取り組み、例えば母子家庭向けのシェアハウスとかグループホームとか、こうしたところ にも実績の良いところには低利の融資などが、補助があった方が良いと思っています。就業支 援の強化としては、働くことは自己肯定感を高めます。そして、継続的な支援のあとやっぱり 働くということ。35 歳でもし離婚したお母さんが 70 歳まで働くとしたら 35 年間働くだけの 職業訓練その他が必要だということを念頭に置いていただきたいと思います。自立したお母さ んは、今度は助ける側にまわりますので、良い循環が生まれると思います。

最後になります。地域での子育てということを検討していただきたいと思っています。貧困という枠組みだけではなくて、子ども全体に支援が届くようにしてほしいと思います。母子家庭であれ、父子家庭であれ、児童扶養手当以上の収入があるとすべての施策から取りこぼされてしまいます。でも子どもは関係ないはずです。悩んでいる子どもも多いと思います。でも子

どもに対する窓口っていったいどこなんでしょうか。教えて欲しいと思います。みんなで子育てをするという地域の子育ては、どの子にもどの家族にも、そして地域にも良いつながりを生みます。ですので、地域の子育て支援というものも合わせて検討してほしいと思っております。関係機関の連携は当然です。ただ、地域の人とみんながつながることが大事で、せっかくですので、この令和元年を地域で子育て元年にしてほしい。そういう検討も加えて欲しいと思います。ちょっと長くなりまして申し訳ないです。以上です。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。じゃあ最後ですが、新川参考人お願いいたします。

〇 新川参考人

新川です。よろしくお願いします。私たちの団体は NPO 法人 M-STEP といいます。ひとり 親家庭の恋愛と再婚、ステップファミリーを応援しています。多分本日参加の方々の中には、ステップファミリー知らないという方はいないと思うので説明は省きますが、いろいろなところで私がお話をするときには、「ステップファミリーを知ってますか?」というふうに問いかけをすると、知らないという人がまだまだたくさんいるのが現状です。

私たちの団体ですが、ひとり親家庭支援の部分では、養育費と面会交流にすごく力を入れておりまして、私自身 20 年近くこの養育費と面会交流の問題に取り組んでおります。4月 19 日を「養育費の日」というふうに謳って、20 年位前から、様々な活動をしています。昨年は「養育費を知る日」ということで、この4月 19 日の記念日認定を取らせていただきました。今日は私が最後の発言ということでほぼほぼ出尽くしておりますので、特に団体で力を入れている養育費と面会交流について触れたいと思って資料を作ってまいりました。

まず最初に基本方針についてのご意見という部分ですが、私たちは当事者団体なので SNS 内にクローズドの 100 人くらいシングルマザーが参加しているコミュニティがあって、その中で投げかけをしてみました。資料に書いてあることが参加者の意見からピックアップしたものです。ひとつひとつは読み上げないので目で追って読んでいただければと思います。ちょっと補足すると、児童扶養手当が 2 か月に 1 回支給になったことに関しては、うれしいという意見がとても多かったです。それから、養育費について、やはり未払、取り決めをしたのに未払になっている方って非常に多いみたいで、それに対する厳しい意見ですごく盛り上がりました。たとえば、アメリカでは支払いをしないとピザの箱に名前を書かれてしまったりという罰則もあるのに、なぜ日本では罰則規定がないんだとか、子どものための養育費なのに払わないというのは本当にひどいという意見で当事者の方々すごく盛り上がりました。

それから、面会交流に関しては、取り決め率だけ上げられても困るという意見がやっぱりすごく多かったです。支援機関が少ない中で、自分たちで面会交流できない方がたくさんいるので、取り決め率だけが上がっても、問題が大きくなるばかりでそれは困りますという意見でした

次に養育費の確保についてなんですが、ここから2ページの画像資料ですが、株式会社イントラストさんのホームページより許可を得てお借りしています。まず、養育費の確保というこ

とで、取り決め率は上がっていますが現状は4人に1人しか支払われていませんということで、 取り決めても継続性がないということがすごく問題だなと思っています。

次のページ。養育費支払いに関する自治体の取り組みというふうに書いてありますが、明石 市が最初にパイロット事業としてスタートしています。株式会社イントラストさんとタイアッ プして事業をされています。このイントラストという会社は家賃、債務の保証会社ですね、な ので、他でも保証会社だったら同じような仕組みで取り組めるのではないかなというふうに思 っています。現状は、明石市、大阪市、湖南市が既にスタートしているということです。関東 圏でも4月から取り組みを予定している自治体が数か所あるということでイントラストさん の方から聞いています。ただ、問題も色々とあって、たとえば①の「最大 12 か月分の養育費を 立て替えます」じゃあ 12 か月後はどうするの?という問題であったり、しかし、私はこの支 援はいいなと思っていて、急に養育費の支払いがなくなるって、あてにしていたものがなくな るのですごく厳しいと思うんですが、12か月って1年あるのでその1年の間にいくつかの手を 打てるんじゃないかと思っているので、もっと利用が上がるといいなと思っています。この立 替金はイントラストの債権として回収を行ってくれるということです。現在は初期登録の保証 料を上限5万円まで自治体が負担して、5万円以上の養育費の方はオーバーする分を自費負担 しているんだそうです。明石市のパイロット事業では、18名の予算枠、少ないなと私は思った んですが、パイロット事業だから仕方がないのかなというところで、今後はもっと増えていく といいなと期待しています。利用は既に 18 名全て埋まっているということです。既にこの1 年で6名の滞納があって、イントラストさんが督促をかけて支払の催促をすることによって効 果が出ているということです。やはり、第三者機関が督促をするというのはいいことなんじゃ ないかなというふうに感じています。それから、今、全契約の50%が個人契約になっていると のことで、利用人数も増えているとのことなので、自治体介入とか、自治体のタイアップ事業 じゃなくても個人でもこの仕組みを知って利用できるようになっていくといいのではないか なと私は思っています。ただ、問題点は、取り決めがある方とかこれから取り決めをされる方 には有効ですけれども、未払にあってしまっている方に対する救済がないことです。なので、 事前の予防対策としてしか使えないなというふうに思っています。

次のページをお願いします。それから、続いて面会交流についてですが、先ほどもお話ししましたが、取り決め率だけ上がっても支援する団体がないと面会交流が出来ない親子が本当にたくさんいます。私たちも面会交流の支援団体として「親子リンクサービス」というのを行っています。やっぱりまだまだ全国的に、面会交流の支援団体が少ないなって感じています。京都の立命館大学の二宮先生が全国の支援団体を取りまとめた緩いつながりのメーリングリストグループを作っておりまして、そこで行ったアンケートでカウントすると、2015年の10月の段階で団体として面会交流支援をしている団体が21団体あったという報告でした。各団体が抱えている課題としては、運営費についてや、支援員の育成について、それから、面会交流を行う場所の問題もすごく大きいようです。

次のページをお願いします。26年度改正法の改正後の施行状況に対する意見としては、皆さんと重複する部分もありますが、やはり相談窓口を強化してできるだけ多くの方にどんな支援があるのかというのを知らせてほしいということと、養育費の支払いに関しては、継続性の確

保をしたいというところで、私は 2002 年の改正の時にも反対だったんですが、児童扶養手当の算定から養育費の自己申告制を廃止してほしいなと思っています。それから、未払に対する罰則規定の検討をしてほしいなと思っています。それから、面会交流への取り組みは、専門相談窓口を増設、既存の民間支援団体は強い思いをもってこの大変な事業に取り組んでおられるので、この民間団体の連携と活用をしっかりとされたらどうかなと考えています。

最後に課題等について、一番言いたいところだったんですけれども、ひとり親家庭の支援の 一環としてステップファミリーに潜む問題点を把握して対策をしていただきたいなと思って います。皆さんの記憶に残っているのは船戸結愛ちゃんの児童虐待事件だと思いますが、あれ はステップファミリーの問題がすごく大きかった事件です。お父さん(継父)が「親になろう としてごめんなさい」と言う発言をしたのは、私たち当事者はすごく胸に突き刺さる言葉だっ たと感じています。普通の家族像を当てはめるとやはりうまくやっていけない家族です。とく に再婚して2年くらいが非常につらいので、このひとり親家庭支援の延長線上でステップファ ミリーの初期の相談支援というのが、離婚前相談と同じように再婚後相談というのを2年くら いでいいと思うんですけれども、含めて考えてもらえるといいなとすごく思っています。ひと り親が再婚するときに「良かったね、おめでとう」というだけではなくて、引き続き支援して いただきたいなと思っています。だからまず、子連れ恋愛、再婚に関する調査を要望します。 それから、ひとり親の恋愛や相談について、相談しやすいような仕組み作りが必要かなと思っ ています。今は事実婚の問題等で恋愛の相談なんてとてもじゃないけれども自治体の窓口では できませんよと当事者は言われていますので、そうではなくて恋愛再婚の相談もできるように してほしいと思います。それから、子連れ再婚について学ぶ機会や情報の提供が必要です。子 連れ再婚後に生活が安定するまでの見守り、相談支援が必要だと思っています。どうもありが とうございました。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、参考資料1「令和元年12月10日 第9回地域共生社会推進検討会 提出資料 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(案)」について、事務局からお願いしま す。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

事務局でございます。前回の専門委員会において、地域共生社会に向けた検討会が行われているけれども、地域共生社会の中でひとり親家庭に対する支援をどのように位置づけていくのかというご指摘がございました。この点につきましては、事務局の方で関係部局の状況を聞きつつ改めて報告をさせていただくことにさせていただいていたところでございます。本日参考資料の1といたしまして、一昨日に地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会において提示された同検討会の最終取りまとめ案を本日この専門委員会の方でも配布させていただいております。本日は、ひとり親家庭に対する支援に関係し得る論点を中心に事務局の方から簡単に説明をさせていただきたいと思います。

ちょっと分厚い資料でございますので、かいつまんでご説明をさせていただきますけれども、 まず、2ページの中程ぐらいに、地域共生社会の定義みたいなことが書かれておりまして、地 域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らして いくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会である、と書かれております。8ペー ジをご覧いただきますと、地域共生社会に向けた市町村における包括的な支援体制の構築とし て、断らない相談支援というのと、参加支援、また、地域づくりに向けた支援という三つの支 援を一体的に行うことが重要であるというような指摘が、この最終とりまとめ案ではなされて います。このうちひとり親家庭に対する現行の支援と特に関係するものといたしましては、11 ページご覧いただければと思うのですけれども、断らない相談支援というものが特に関係し得 ると考えてございます。この断らない相談支援については、11ページに定義みたいなことが書 かれておりますが、属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関 につなぐ機能、すなわち相談を受け止める機能が必要というふうな指摘がなされているところ です。11ページの一番下の丸でございますけれども、断らない相談支援体制は、特定の相談機 関や窓口がすべてを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームに よる支援を行うもの、具体的な相談支援体制は、実情に応じて市町村において設計を行うもの とされています。こうした記載のされ方をしていることもありますように、本人・世帯の属性 に関わらず幅広く相談を受け止めるということを前提としつつも、地域の実情に応じつつ専門 的な窓口につなぐというような機能というものも有するということになっているということ でございます。このため、断らない相談支援の中で、ひとり親に対する相談も含めて幅広い受 け止めというのがなされるということになります。一方で、前回の専門委員会でもご議論ござ いましたように、ひとり親家庭に対する支援というのは高い専門性が求められるというご議論 もいただいているところでございます。この点、受け止めたひとり親に対する相談というもの を、地域の実情に応じつつ、ひとり親家庭に対する支援に関する専門的な窓口につないでいく ということも、地域共生社会の中では想定されているということになるかと存じます。この報 告書は、あと相談支援のほかに、参加支援ということと、地域づくりに向けた支援ということ が書かれているんですけれども、参加支援に関しましては、14ページ、15ページ以降に書か れておりますが、属性ごとの既存の制度の活用ではなかなか社会へつながることが難しい者に ついて、市町村がそれぞれの地域資源を最大限に活用して対応するための支援を行うものとさ れています。地域づくりに向けた支援というのは、17ページ、18ページ以降に書かれており ますけれども、当事者同士が出会う場所を確保しつつ、地域に多様な参加の場や居場所を確保 するための支援を行うというふうに書かれております。これらは、属性問わず様々な事情を抱 える方が地域や社会とのつながりを維持することを目的としたものでありまして、ひとり親家 庭の方が社会的孤立を防ぐ観点からこうした支援を利用することも想定されると考えており ます。この最終とりまとめ案自体が、一昨日提示された段階、地域共生社会の推進検討会で提 示された段階で聞いておりまして、地域共生社会に関する議論もまだまだ続いていくわけでご ざいますけれども、このひとり親専門委員会の事務局であります子ども家庭局家庭福祉課とい たしましても、こうした議論を踏まえつつ、ひとり親家庭に対する支援の在り方について今後

とも議論していかなければならないというふうに考えているところです。以上になります。

〇 小杉委員長

ありがとうございました。それでは、本日の鈴木委員、森内委員、芹澤委員、佐藤参考人、 新川参考人の方々のプレゼンテーションを踏まえまして、基本方針の見直しや平成 26 年改正 法の改正後の施行の実施状況などについて、皆様から忌憚のないご意見を伺えればと思います。 事務局への質問も含めて結構でございます。いかがでしょうか。

先ほど佐藤参考人のお話の中に、事務局に聞きたいというのがありましたね、福祉専門職に ついてでしたよね。

〇 佐藤参考人

19ページのあたりでしょうか。

○ 小杉委員長

事務局に教えていただきたいというご発言があったと思うんですが。

○ 佐藤参考人

厚生労働省で今の地域共生社会の中の断らない相談支援体制という大きな取り組みの中から、たとえば児童虐待であるとか、高齢者の虐待、あるいは 8050 問題様々、児童福祉士を国会資格化するしないというところも含めて、マスコミ、新聞などにぎわせているところでございまして、これをひとまとめにした資格になっているのか、あるいはどのようにその専門性を養成して生かしていく場を確保するのかというところが各種報道からでは見えてきません。地域共生社会でこのまま地域としては行くんだろうと思うと、ひとり親家庭の専門性をどのように確保するのかというのはこの場で検討していかなければならないと思っていますので、そのあたり厚労省の中でどのような審議検討がなされているかというのを教えていただきたいというところでございます。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

すみません、すべてにお応えできるかどうかというところはございますけれども、今お話が ございましたように、様々な分野の方で専門人材が必要だということは言われているところだ と思います。お話にありましたように児童虐待が増えている中で、児童福祉の関係の専門職を 作るということについては、別途ワーキングチームを立ち上げて、やらせていただいたりとか、 そういった形になっているところであると思います。また、地域共生の方でも、地域共生の中 でどのような形のソーシャルワークが必要なのかということを議論されているということだ と思います。この場のひとり親の専門委員会でございますけれども、先ほども申し上げました ように、色々なところで専門性が必要だと言われている中ではありますけれども、この場では、 ひとり親家庭に対する支援ということの専門性というのはどういうことが必要なのかですと か、そういったことを皆様からご議論いただきながら、我々としても考えていきたいなと思っ ているところです。

○ 小杉委員長

よろしいですか。それぞれのところで専門性が必要な人材が福祉の専門性が必要だという議論はされているという状況で、全体として一本の資格にまとめようとかそういう議論ではないということですね。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

はい、全てを一緒にするとかですね、そういったような議論がなされているわけではないと 思いますし、様々にその専門性はあるんだと思いますけれども、そういった中でどういった専 門性が必要なのかということがそれぞれで言われてはいるということかなとは思います。

〇 佐藤参考人

私が懸念しているのは、私はファーストカウンセリングといって、やっぱり初回面談がとっても重要だと思っていますが、地域共生社会の中で断らない相談支援体制がバーンと前に出ると、そこで母子家庭や父子家庭、あるいは寡婦の問題にそんなに詳しくないと言ったら申し訳ないですが、専門性が高くない方、全体的には網羅しているけれどもという方が最初に窓口となってしまうような場合、地域の実情によることも大きいとは思いますが果たしてその体制の中で本当に専門性のあるひとり親家庭の自立支援員等に、つながるような仕組みができるのかどうかということです。それは、この場で検討するのか。それとも、何かまた別の機会を考えるのかというところがあるのかどうかも含めてちょっと教えていただきたいのですが。

○ 小杉委員長

じゃあ、よろしくお願いします。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

なかなかすべてのお答えになっているかどうか分からないのですけれども、ご指摘のところ、地域共生社会の中で断らない相談ということをしていくと、なかなかそこである意味終わってしまって、ひとり親家庭に対する専門的な相談につながっていかないのではないかとかですね、たぶんそういうご懸念もあるのかと思うんですけれども、たぶんその地域共生の方の議論というのを見ていますと、どこに相談に行ったらいいかわからないとかですね、そういったような時に、最初に断らないで受け止めてくださるような相談窓口というのを作っていきましょうと。そういう理念の下、その方のお話を聞いたときにさらに専門的なことが必要な方ということがあれば、そういったところにつないでいく。それは明確に関係者のところにつないでいくということも、最終とりまとめ案にも書かれていたかと思いますけれども、そういった中で役割、適切な市町村における役割分担というのも地域の実情に応じつつ考えていくことなのかなと思っています。ひとり親支援に対する専門性というものはまさに、今までもこの専門委員会に出席いただいている皆様中心にいろいろやられてきている蓄積とか知見とかあると思います

ので、そういったものを教えていただきながら、引き続き考えていくということかなと考えて おります。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。大きな課題が知られていないということなので、その知られていないということを埋めるための、何て言いますか地域に根差した経路になる可能性は非常に高いのではないかというふうなそちらの期待があります。むしろそうした期待があることをこちらから発信していくということも必要かなと思いますが。

はい、村上参考人どうぞ。

〇 村上参考人

全国父子家庭支援ネットワークの村上です。すみません、重ねて同じような質問になってし まうんですけども、断らない相談ができるというのは地域共生社会システムの中で議論されて いるのは、基本的に障害者福祉と高齢者福祉の場合では、言ってみればファーストカウンセリ ングとおっしゃっていましたけれども、言ってみれば初めのインテイクですよね。初めに聞き 取りを行って何で困っているのかということを聞き取る技術を持たれている方が、今既存の福 祉では障害と高齢では存在している。だから、断らない窓口というような言語が使われている と思います。そこで前回の専門委員会からも相談支援体制というのは危惧されているという話 がずっと続いている理由というのは、あるかと思うんですが、母子寮の方でワンストップの相 談窓口も出来るという話も出てみたり、母子・父子自立支援員さんがワンストップでやるとい うふうに言ってみたりと。言ってみればひとり親家庭の相談支援専門員という位置づけが一体 どこになっていて、その専門性というのは、いったいどこからどこまでの知識を有することが 必要なのかという建設的な議論が必要だと思うんですね。というのも、たとえば母子・父子自 立支援員ないし社会福祉士の資格を持たれている方にひとり親家庭の専門性を持ってもらう ためには、どういう研修を受ける必要があるのかという定義づけをする必要もあると思います し、更に言えば、新川さんが先ほどおっしゃっていた共同養育であったり、ステップファミリ 一の概念、あとは父子家庭の特性、母子家庭の特性、あとは貧困問題、そこに障害ないし介護 問題が絡んだ時にどういうふうにチームを組んで連携をしていくのかという議論をどこまで 深く突き詰めてやっていく必要があるのかということだと思うんですね。そういったことも踏 まえてこの委員会というものは今後も開催されていくというような理解でよろしいですか。事 務局の方に今確認をしております。

○ 小杉委員長

はい、事務局お願いします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい、ありがとうございます。この専門委員会の主旨はひとり親家庭の支援施策の在り方に 関する専門委員会となっておりまして、ひとり親家庭の支援をどのようにしていくかという形 で、平成 26 年の改正においては、施策を父子家庭も対象にして広げてきた。それから、専門性の確保というところで研修等を地方自治体に取り組んでいただくということを努力義務として付けていただいたというような形でこれまで行ってきたところです。今回開催しているテーマとしては、その 26 年法の改正後の施行状況と、それから新しく今年度で期限を迎える基本方針の見直しという形でセットさせていただきました。ご指摘の相談支援体制というのは、大きなテーマになってくると思いますので、そういうところも今後はご意見を伺っていきたいとは思っております。

〇 村上参考人

ありがとうございます。

○ 小杉委員長

ここで専門性の定義をするというところまでは踏み込むことではないのではないかと思います。

他に、今ちょっと偏った部分にちょっと踏み込み過ぎましたけれども、他の観点からでもご 意見ございましたらお願いいたします。

○ 合原委員

全母子協の合原です。よろしくお願いします。私の方は、養育費の件ですけれども、払っていただくのはたしかにいいと思うんですが、母子会で要望の中にも入れているのが、別れたご主人が養育費を、別れた夫というか父親が養育費を払ってそれが所得、収入から控除していただけない、扶養とみなしもらえないというところで支払う意欲をなくすというご意見が、これは職場の中で挙がってきている意見だそうです。母子家庭がいて、父子家庭がいてというところでお訪ねをする中で、養育費を払っている、払ってないとかいうような話をしている中でそのようなことがあるそうです。片側で児童扶養手当のときは収入に算定をするという、自主申告ではありますけれども、そのあたりの考え方というのは、白黒つけるわけではないんですけれども、考え方、ご意見としては挙がってきているのかなというところを協議離婚の分はたぶんなると思うんですけれども、併せてそういったものと、以前6年くらい前に要望していた奨学金を借りて支払っている子どもさんの税控除、税の軽減というような話もさせていただいていたと思うので、税金のことばかりになりますけれども、収入に算定、収入から養育費は何らかの恩恵を受けることはできるのかというところも併せて考え方としてどうなのかというところをお訪ねしたいところです。

○ 小杉委員長

養育費の考え方ということで、今おっしゃったのは養育費を払っている別れた夫の方について、それが扶養の、扶養控除にならないというのが、なんかバランスが悪いような気がするというそういうような意見ですかね。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

すみません、事務局からでございますけれども、団体の方からですね、毎年度そういった要望書とか党の方に出されているということは承知しておりまして、ただ、税制の関係に関しては我々がどうかというよりも、もっと大きな自民党や公明党の税制調査会とか、そういったところでご議論されているということかなとは思っております。しかし、そういうご要望がされているということは我々も承知はしているところです。

○ 合原委員

すみません、考え方としてはありですかね。

○ 小杉委員長

何とも言えない。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

すみません、お答えちょっと難しいんですけども、今養育費について扶養控除を認めて欲しいというご要望があるという形なんですけれども、扶養控除そのものが、誰が、どちらか一方がしていると扶養控除は、一方でしか認められないということもありまして、まあ税制の考え方というのがありますので、ちょっとご質問とは違う観点ですけれども、そういった状況になっております。

小杉委員長

はい。そういうことですね。どちらか一方の扶養になるということで。

〇 赤石参考人

まず、ご報告ですけれども、税制改正大綱で未婚の母子、ひとり親に関する寡婦控除の適用拡大は、所得 500 万円まででということで報道が出ておりまして、この委員会でもその検討をしていただき、かつ厚労省から税制改正の要望も出していただいたのが実現したというふうに認識しております。ですので、扶養控除の方も要望は出せるお立場にはあるのかなと今聞いていて思いました。ちょっとそれに関しても質問がありまして、平成 28 年から厚労省の 25 施策について寡婦控除のみなし適用を実施してくださっていました。これについては、寡婦控除の本体の税制の改正があった場合にはどうされるのかということ。所得制限はちょっと異なっておりますので、今後どうされるのかなということでございます。これ予算措置をされていらっしゃったんだと思いますので、ここはちょっともしかしたらアクロバッティングかもしれませんけれども、今、日常生活支援事業の単価が安いというようなことは各委員からかなり出ておりまして、それが支援員の確保につながらないですとか、こういった問題もございます。また、母子・父子自立支援員さんの処遇改善の要望もやはり予算措置でございますので、なかなか大変なところがあるかと思っております。もし、みなし適用を廃止されるのであれば、そういったことに振り向けるということもあり得るのではないかとお聞きして思いました。

それから、共同親権の制度について、法務省が共同養育の検討会を開くと言っております。まだ、委員会の検討のメンバーとか、設置のこととか公表されていないかと思うんですけれども、まあ、一部に非常に共同親権という問題が、ネット上とかで大きな話題になっていたり、共同親権がないから面会ができないんだというような会えないお父さんが多いと思いますけれども、そこからの意見が非常に多く出ているというふうに認識しております。ただ、私は共同親権制度については、慎重な意見でこの間も意見を述べさせていただいたんですが、たとえば、新川参考人、この面会交流支援ということをおっしゃっていただいているんですけれども、共同親権制度そのものについてはどのようにお考えなのか、そのあたりお聞きしておりますので、やはりきちんとそのひとり親の意見を反映していただきたいと思っておりますので、ここで少しお聞きしたいと思いました。

それから、3点目ですけれども、今、専門性というようなことが議論されております。私がその実際にやっぱりその専門性ということは大事だと思うんですが、佐藤参考人もファーストカウンセリングというような言葉をおっしゃってくださったように、最初に行政に行ったときの印象で決まってしまうんですね。その、行政との関係性が。ファーストカウンセリングというかファーストタッチというかですね、そこで決まってしまう。それは、私は母子父子自立支援員さんじゃないと思っております。担当職員なんですね。なので、担当職員さんは、たしかに制度は熟知されているかもしれないが、それ以上のその対応の研修がやはり不足しているというふうに思っておりますので、森内委員がおっしゃったように、やっぱり担当職員そのものが、やはりカウンセリングマインドを持ち、かつ自分のところでお断りせざるを得ないけれども、他では施策があると言ったようなことをご説明できるようなそういう研修というのが、たぶん、このひとり親の施策ではすごい必要ではないかなと思っていますので、そのあたりについては鈴木委員にお聞きしたいと思います。以上です。

○ 島崎委員

共同親権の問題ですが、これに対するお考えについては、赤石参考人のご意見は前回の検討会で承知しましたけれども、他の3人の参考人はそれぞれどういうスタンスなのか確認した方がよいと思います。

○ 小杉委員長

じゃあ、当事者ということで、まず、新川さんからお願いします。

〇 新川参考人

はい、私も共同親権に関しては赤石さんとほぼほぼ同じで、慎重に検討されるべきだと思っています。それはですね、面会交流の支援事業というのを前団体から合わせると 10 年以上やってきているんですが、支援している親子というのは、DV もしくはモラハラのケースがおそらく 9割、ほとんどが DV、モラハラのケースで相談を受けます。なので、そのあたりの安全の確保がしっかり出来ないと、安全の確保と制度的な支援ができないと、やはり共同親権になるべきじゃないと思っているのと、再婚のところまでの問題を考えると、現状でも勝手に再婚

させたくないみたいなことを言う元配偶者がいたりするので、実際に共同親権になったときには、再婚の方の問題で再婚時にも紛争が起きる可能性が非常に大きいと思っているので、やっぱり安易に検討されてこれが決まるのはよろしくないと思っています。選択制というのが付いての将来的、長い将来的な検討はありだと思いますが、今私はどちらかというと、赤石さんと同じで反対で慎重にしてほしいと思っています。

○ 小杉委員長

村上参考人は、どういうふうに考えられていますか。

〇 村上参考人

はい、父子家庭というふうな立場から言うと、共同親権に近いような形で父子家庭の生活を送られている方というのも実は意外に多くいらっしゃって、逆に養育費をもらうのではなく、生活費を支援しているというような父子家庭のお父さんもいらっしゃるという実情も背景にあったりします。ただ、その中で私もどちらかというと、この共同親権に関しては慎重に進めていく必要があるというふうに考えているスタンスですが、賛成ではあります。なぜかというと、子どもの育ちということを考えていった時に、子どもがど真ん中にいてパパとママは夫婦ではいられなくなってしまったと。けれども、子どもたちにとってのパパとママであるということは変わらないんだというような、父と母からのメッセージというか、社会からのメッセージを届けるという意味では、非常に賛成です。ただ、今すぐそれを実行するということに関しては慎重に進めていく必要があるというように考えております。大体のことは新川さんが行って下さったのですが、共同親権を行う前後にはおそらくカウンセリングも必要でしょうし、共同親権を1年2年3年進めていく中で3か月半年スパンでのカウンセリングないしを入れていくというような慎重な進め方が必要であるというように考えています。以上です。

小杉委員長

ありがとうございます。それでは、佐藤参考人。

○ 佐藤参考人

私も村上参考人に近い立場で基本的には賛成ですけれども、現状その家族問題を取り扱うエキスパートもいなければ、受け皿もない状態で親の権利だけを主張するようなというのはいかがなものかなと思います。ただ、やはり離婚したにせよ、どちらも親であることには変わりなくて、親権という言い方をしますけれども、親に課された義務ということですよね。子どもの側がどう考えているかっていうところを聞く機会も現状全くないところで、別れたらもう会えないのかっていうような、ものすごく子どもの立場に立ってないような状況で今ひとり親施策といっても母子家庭のお母さんたちが経済的にあまりにも困難だったからそちらに目がいっていますけれども、実際のところは、子どもの福祉はいったいどういうものであるべきかという真剣な議論が必要であって、それをなし崩しにして、ただ親の権利が先行するというのはいかがなものかと思います。ただ、その先にはやっぱりどちらも親であるという理解が進むと良

いと思っております。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。他にこの件に対してご意見ある方。ありますか。はい、どうぞ。

○ 合原委員

共同親権という大人の立場の話だろうと思っていて、実際にこう、現場である話なんですけど、離婚をして、面会を1か月1回続けて、養育費を貰いながら子どもさんが中学生になって、その中学生になるまでの彼女の心理。その子は女の子なんですけど、心理的負担ですね。その中で父親が再婚をするということになる。それをやっぱり薄々気付きながらやっていく、その子どもに対する精神的負担っていうのを、もう少し図るべきであろうというふうに私は思います。よく「離婚した子どもは心に傷を負っている」ということで、いろんな本に書いてある、心理学の先生たちもいらっしゃいますけれども、それだけではなく、その後もずっとそれを心に留めて子どもたちは成長していくという中で、またここでそういったものまで負担をかけるのか、私はそういう感覚のほうが強いです。

ですから、かなりレアなケースが、その発生するケースになるのかなとは、思っているところです。

○ 小杉委員長

慎重にというご意見ですね。

○ 合原委員

慎重にお願いしたいです。

○ 小杉委員長

はい。

○ 島崎委員

私も共同親権については慎重に検討したほうがよいと思っています。この検討会の取りまとめをするときに、もし委員あるいは参考人に異論がないのであれば、そのことを記載したほうがよいのではないかと思います。これは私の意見です。

それから、これは書く必要はないのかもしれませんが、そもそも養育費の取り決めがないと執行ができません。立て替えするにせよ、立て替えるべきものが何かが決まっていないわけです。その問題の根底に遡っていけば、これはその前から申し上げたように、日本の場合、有子離婚、つまり子どもがいる場合であっても届出だけで離婚を認めるという、世界的にみれば極めて異例な離婚制度があるわけです。子どもに関して養育費の取り決めをしないのであれば、離婚をそもそも認めないという考え方もあると思うのですけれども、それについては反対だということでいいのですか。そこのところについて、以前、同じような議論をこの検討会でした

ことがありますけれども、そのときとスタンスは変わってないということでよろしいのですか。

○ 新川参考人

はい。しかし私は、養育費の確保については、かなり厳しい意見を持っていまして、取り決めについても、離婚届に「した・しない」っていうチェック欄ができましたけれども、そんなものをつけるのであれば、しっかりとされているということを、把握しなくてはいけないんじゃないかなということと、把握した上で児童扶養手当の算定に、養育費の自己申告とかが入ってもいいと思うんですけれども、その自己申告っていうのもすごく疑問がありまして、当事者の間では、必ずずっと貰える養育費を貰うよりは、全額児童扶養手当を貰いたいという意見があるのも確かですし、なのですごく中途半端だと思っているので、しっかりと確保できるような仕組みづくりが必要だと思っていて、罰則規定に関しても大賛成です。

○ 島崎委員

根っこの問題として、有子離婚の場合、養育費の取り決めをしてなければ、そもそも離婚は認めないということについてはどうですか。

○ 新川参考人

そこまで言ってしまうと、DV 等の問題で離婚できなくなってしまう人たちがたくさんいると思うので、そこまでは求めてないです。

○ 島崎委員

わかりました。

○ 小杉委員長

赤石さんからそのほかに、ファーストタッチの話がありましたね。職員全体にもっと教育が 必要じゃないかというようなお話が。

〇 鈴木委員

はい。それでは浜松市です。市役所ですので、直接窓口対応がありますので、その点についてお答えします。

ひとり親のご相談に限らず、市役所で受ける場合は、必ず職員がまず受けます。窓口対応について対象とした定期的な、人事課で行う窓口対応職員研修がありますので、そこで、業務に限らず窓口に対応する職員については、全員ではありませんが、毎年毎年繰り返し受講をして、窓口対応の基本をそこで習得しています。

ただ、職員については必ず、異動があるものですから、そこでの業務についての相談を受け、 慣れて軌道に乗ったと思っても、また次の職場に行く。もちろん窓口対応のスキルは持ったま ま異動するわけですけども、また相談の内容が変わったりして、内容については一からという ことになります。ただ、基本的な窓口対応の研修は、浜松市としては、実施しているという現 状でございます。

〇 小杉委員長

ありがとうございます。はい、じゃあ山形県について。

○ 永澤委員

はい。山形県の状況ですが、まず母子・父子自立支援員で受け付ける部分と、あと市町村の 担当職員が受け付ける部分があるかと思います。

母子・父子自立支援員につきましては、まず通常の受付をするわけですけれども、支援制度 の熟知なんかは一所懸命やっていただいて本当に勉強していただいて習得しております。

ただ、いろんなケースがあり、さっき佐藤参考人からありましたとおり、100 通りのケースがあるということで、複雑な、いろんな理由が絡み合って、難しいケースが多くなっております。そうしたときに、やっぱり経験値っていうか、経験が非常に必要なのかなと思っておりまして、実際上どうやっているかというと、支援員が、県の支援員と市の支援員がいますが、その中でも経験の長い方もいらっしゃるものですから、経験の浅い方につきましては、「こういう相談があった場合に、どうしたらいいのか」とかの対応と、あといろんな相談窓口、つなぎの部分で、具体の対応をどうするかというようなことでいろいろチームを組みながら、やっているような状況がございます。

あと、そのほかの市町村のほかの担当課、あるいは市の社協という部分につきましては、県のひとり親家庭応援センターは、県で、母子連のほうにお願いしているわけですけれども、そこには県の母子・父子自立支援員を長年やった相談員がおりまして、昨年度でいいますと 1,300件以上の相談がありましたが、そのうちの 700件ほどは、市町村なり市社協からの相談でありまして、そういう個々の対応に対しまして、これをどうすべきかというようなところをスーパーバイズをし、対応させていただいている状況です。

あと研修につきましては、このあいだも申し上げましたとおり、全国あるいはブロックの研修などにつきましては、必ず1年に1回は出るような形で実施させていただいております。以上です。

○ 小杉委員長

専門員ではなくて、ファーストタッチといいますか、様々なところで直接、母子ではないと ころで受けることもあるんじゃないかっていうことなんですが、そのへんのあたりはどうです か。

○ 永澤委員

はい。市町村の窓口で受け付けて、何かあった場合は、ひとり親家庭応援センターのほうに お伺いして、その上で、市町村のほうで対応しているというような事例もあると認識しており ます。

○ 小杉委員長

じゃあ先に赤石さん。はい。

○ 赤石参考人

たぶん研修とか、いろいろな工夫されていると思います。でも、ひとり親の方から聞く言葉 というのは、やはり「行政で辛い目に遭った」「もう二度と行きたくない」という声をお聞きし ます。今日ご出席の委員の自治体からの訴えもございました。

しかし、それが現実です。やはり相手目線、最初に来た方が何を思っているのかという想像力が、まだまだ担当職員さんに欠けている。そこの研修を、私共も何十年も相談支援をしてますので呼んでくださっても結構です。担当職員さんが、相手の立場になって、「これを言ったらどう思われるのか」。

たとえば児童扶養手当には要件がございます。お断りせざるを得ないときがあるのはわかります。そのときにじゃあどうしたらいいのか。そこがまだ足りていないというのが現状で、でなければ民間の NPO が相談を受ける必要ないんです。全国から相談が入ります。それをやはりもう少し、形式的ではない、相手目線の研修が必要だと思います。

それから、もうひとつ。アセスメントツールを作っていただいているんですが、使えないと 思いますよ。あれもちょっと、検討されたほうが私はいいと思います。

○ 小杉委員長

はい。研修の重要性は確かですが、やり方といいますか、方法論として、相手目線に立てるような研修というのを考えていかなきゃならないんじゃないか。これまで以上に充実した研修というのを求めているというふうに、ことでよろしいですか。はい。

〇 芹澤委員

すみません、入口のところの「断らない」とか「つながる」という中で、そもそも「つながらない」というところが、非常に大きな問題です。私も今日発言もさせていただきましたが、 先ほどご報告いただきました地域共生推進検討会においても、「つながることが難しいものについては、その地区町村が地域資源を最大限に活用してつなげる」という方向を出していただいておりますので、ひとり親支援についてもこの施策の活用を図っていく必要があります。例えば、相談窓口で上手く解決出来なくても、支援者としっかりつながっていれば、次の方法なり次の窓口なり、あるいは断られても「大丈夫だよ、一緒に私も考えていくから」というサポートを受けることが出来ると思います。

それと、行政機関が得意とする部分と、民間団体のほうが得意とする部分というのが必ずあります。いわゆる寄り添い型のサポートは基本的に民間を活用して行うのが良いと思いますし、制度施策の活用については、行政機関が行うというのが、基本的には上手くいくのではないかなと思って聞かせていただいてました。

それともうひとつ、「つながる・つながらない」含めまして、ハンド・イン・ハンドさんの、 先ほどの報告にあった「100 あれば 100 のニーズがある」という中に、つながらないとか、先 ほど永澤委員も仰ってました難しいケースが、私も気になっています。私の報告の中でも書かせていただいていますが、たとえば、社会的養護といわれる児童養護施設や乳児院を利用してるひとり親家庭の子どもがどのぐらいいるのか。以前は数字が出てたんですが、最近はデータが出てないので、もし事務局のほうでおわかりであれば、是非調べてご提示いただけたらと思います。ひとり親になってご苦労されているというレベルから、保護が必要なところまで、対応した制度施策にしていかなければいけないと思いますが、そこのニーズというのは非常に見えにくいので、。そういうデータがあったら是非お示しいただいて、その中で子どもを養育できるかできないかとか、養育はしているんだけど、本当に子どもにとって今の状況でいいのかどうかというようなギリギリの生活をされてる方の保護についても、しっかり考えていく必要があるのではないかなと思います。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

先ほどご説明いただきました地域共生社会推進検討会のことなのですけれど、まず意見を言うと、これは所管課としてどうするのかというスタンスをもうちょっときちんと決めないとまずいと思います。

というのは、たとえば、この報告書の案の 12 ページとか 13 ページのところを見ると、財源のことまで言及しています。12 ページの一番下のところをこう見ると、「財政支援」とあって、「市町村の支援事業として上記体制の要件が備えられていることを前提に、以下の機能の確保について必要な経費について一括交付する」と書いています。それから次のところについても、既存制度として一括交付の対象となるものは、かくかくしかじかと書いてありますよね。つまり、この報告書の提案に乗ったほうがいいのか。そうではなく、ひとり親家庭については専門性が高いから、このスキームとは別のスキームでやっていくのか。ファーストタッチのところだけは共通でやるにしても、後は別立てで自治体に対する財政支援も別建てで考えるというスタンスに立つのかによって、今後の道行きがかなり違ってきます。もしそこをきちんと議論してないのであれば、そこは早急に詰めたほうがよいと思います。今日課長は所用で来られないようだけれども、課長に是非伝えておいていただきたいと思います。

○ 小杉委員長

事務局。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

事務局です。地域共生の、今島崎委員が仰いました 12 ページのところの財政支援というところですけれども、基本的に今想定されているのが、地域支援事業の介護の部分、それから地域生活支援事業の障害、利用者支援事業の子ども、それから自立相談支援事業の生活困窮ということが想定されております。ひとり親の施策につきましては、基本的には、この中では今の

ところ想定されておらず、引き続き今の施策を続けていくという方向では考えているという形になっております。こちらのほうも想定という形ですけども、それに対してはそういう方向で、今、課としては検討しているという状況になります。

○ 小杉委員長

具体的には4事業挙げてますね。この範囲だと思って。

○ 島崎委員

それがスタンスとしてよいのかというのは大きな話じゃないですか。複合的なニーズがあったとしても断らずに、いったんはどこかのところできちんと受け止めましょう、そうさっき説明があったように、その上で専門性が高いものについてはそれにつなげるということでもよいですということでしょう。この報告書は。その最初のファーストのところに関して、ひとり親家庭の相談があったときに、いやいや、それは断らないってなっているけども、それは別立てですよっていうスタンスをとるのですかってことを聞いているのですよ。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

子どもというところで、利用者支援事業という形が入ってますけども、ひとり親家庭、当然 お子さんがいて、お子さんの相談もありますし、そこから入ってくる相談というのは、断らな い事業の中で入ってきて、ひとり親の専門的なというか、特別な支援が必要であればそこはつ ないでいただくと。

○ 島崎委員

それでは、ひとり親家庭の問題は、その「子ども」の中に含めて考えているのですかというのが端的な質問です。そのスキームに入れば、包括的な交付金の対象にもなるわけでしょう。この報告書を読む限りは。そういう断らないという体制の中に、子どもも入っているので、ひとり親家庭の子どもという限定があったとしても、子どもは子どもなのだから、最初の断らないというスキームの中に入りましょうというスタンスなのか、そうではなくひとり親家庭は別だというスタンスなのかを聞いているわけです。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

たぶんですね、今、予算面のところのご指摘いただいてる、一括交付のところだと思うんで すけど。

○ 島崎委員

予算の話は象徴的な話として出したのです。予算のことだけではないですが、私が言っているのは、報告書は予算のことまで触れた議論をしているではありませんかということです。この報告書が言っているスキームに乗って、最初の子ども支援のところにひとり親家庭の問題も乗せていこうというふうに考えるのか、ひとり親家庭の問題はそれとは別立てだというふうに

体系を考えていくのかによって、違う道のりを歩むことになりますよということを言っている のです。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

よろしいですか。なので、子どもの部分で、基本的には予算面はひとり親の部分に関しては 別立てでということで、今この報告書でも考えられていますし、課としてもそのように考えて いるというところでありますが、申し上げましたとおり、断らない相談支援というのは、どん な相談が来ても断らないということで、一旦受け止めるということなので、そこで受け止めら れた相談というのが、ひとり親に対する支援のほうにつながってくるっていうことはあるのか なというふうには考えているところです。

〇 新保委員

私も今、事務局がお話いただいたとおりで私はいいと思います。当然子育て相談をやれば、その中にひとり親家庭の相談が入ってくるとは思いますが、それをメインにやるわけではないわけで、そこ経由でひとり親相談員のところに相談が来るというルートがあるかもしれない。ただ真っ直ぐ来て、来る。当然ご存知で、児童扶養手当を受けたいと言って福祉事務所にやってきて、相談員のところに来られるということは、たぶん多くあると思うので、やっぱりそこは別立てで考えるべきだろうと私は思います。その上で、やっぱりそこは別立てで考えていただいて、両方要しておく。でも子育て支援のところは、入っていって、たぶん地域包括、地域の中で一緒にやっていくという姿勢は、やっぱり持つべきではないかなと思います。ただ、繰り返しになりますが、ひとり親のところは別立てでやるべきだと思います。

もうひとつ、平成 26 年からの5年間、そしてこれからの5年間ということは、私たち考えなきゃいけないので、5年という時間の間で何があったかということももうひとつ考えなければいけないと思います。これは、私の中で一番大きなのは、28 年に児童福祉法の改正があって、法改正があって、家庭というのをとても大事にしましょうという、そういう動きがあったと思います。その家庭ということを大事にしましょうという動きは、先ほど芹澤委員が母子生活支援施設の話をしていただきましたが、母子生活支援施設って、母と子を一緒にみる、いわゆる家庭という状態で、福祉の施設の中で支援を行う。つまり親子分離をしないという状態で、社会的養育に係る養育を行うわけですから、もう少し、芹澤委員のご主張である母子生活支援施設を活用するというのは、このあとの5年間においては、特に重要視すべきことではないかなというふうに考えました。それが3つ目の意見です。これは児童の最善の利益という視点からみても、親子分離をして養育するのではなくて、できるだけ親子分離しないで済むような形を考えていくということは必要かなというふうに思います。以上です。

○ 島崎委員

私は、その考え方を否定しているわけではないのですよ。ただし、ひとり親家庭については、 専門性が高いから、研修などを含め独自の予算要求をやろうと思っているのであれば、つまり、 別の体系なのだからといって今後そういう要求をしていくときに、なぜ一般の施策の体系の中 に乗らないのですかという議論が必ず出てきます。そのことをアドバイス的に申し上げているのです。予算だけでなく人員にしても、それは高いハードルですよ。なぜかと言えば、都道府県や市町村の全体の人員は削減されているのですから。したがって、ひとり親家庭の施策に関する現状の体制を維持するのだけだって、相当現場の自治体は苦労されていると思います。そのことを申し上げた上で質問します。

さきほど浜松市さんから、母子家庭等の就業自立促進センターの事業のご紹介が8ページでありました。その実施方式のところで、静岡県、静岡市、浜松市による共同運営になっているわけですね。ということは、端的に言うと全県ひとつで事業をやっていると理解でよいですか。

〇 鈴木委員

それぞれエリアで。

○ 島崎委員

エリアが複数あるとすると、では浜松市にはいくつあるのですか。

〇 鈴木委員

1つですね。

○ 島崎委員

1つ。浜松市はすごく面積が広く全国で確か2番目に広い市で、静岡市も確か4番目に広い市です。失礼な言い方をすると、中山間地まで政令指定都市に入っているわけですよね。にもかかわらず、1つとしたのは事業の専門性が高いからですか。

〇 鈴木委員

はい、今お話があったように、面積は広いですけど、中山間地が多くて、人口密集地帯が偏っているものですから、そういったこともあって、中心市街地に1つです。

○ 島崎委員

これはさっきの総合支援のこととも絡むのですけれど、浜松市や静岡市ではない政令指定都市で、断らないサービスの事業を担当している人から聞いたことがあるのです。実際は総合支援というのは非常に難しいのです。なぜかというと、釈迦に説法になりますけど、行政はそれぞれ所管が決まっていて、それ範囲で仕事をしているわけです。そうすると複合的なサービスが必要なケース、複雑な問題を抱えているケースのときに、「これはうちの所管ではない」ということを必ず言い出します。そうすると、関係のところが集まってきて相談しても、みんな対等な、つまり並列的な権限しか持ってないときには、物事は決まりません。そもそも、誰かが関係者集まれって言ったって、誰も言うこと聞かないじゃないですか。そうすると、そこのところを調整する役割や権限みたいなことがどうしても必要になってくる。そういう調整機能について、この報告書の中で言っていることについてもきちんと決めておかないと、実際には総

合相談は機能しません。

その関係でお伺いしたいのですけど、浜松市さんや山形県は、そういう非常に困難なケースに関する調整機能や調整権限の付与については、どのようにお考えになっているのですか。

〇 鈴木委員

はい。浜松市の状況ですけど、今仰られたように、それぞれ課ごとで事業を実施していますので、その両方に関連がある場合については、どちらが主に担当するのかの調整はあります。 当事者間でまとまらなければ、全体的な総括をするポジションの部署で、調整ということも有りますが、通常ですと両者で話し合いをして、知恵を出し合って対応するということになります。

〇 永澤委員

山形県の場合は、ワンストップでひとり親家庭応援センターが受け付けて、しかるべき関係 課なり、関係市町村の関係課、県も含めて一体となって対応しているというような状況かと思 います。

○ 小杉委員長

県母子連の応援センターがやってますということですか。

〇 永澤委員

住宅支援について、お話ししたいと思います。現在の状況としましては、公営住宅の優先入居の活用と、あとセーフティネット住宅の2つの施策というふうに認識しているわけですけども、今日お配りいただいている参考資料2を見ましても、3ページですけれども、住宅、住居の状況ですが、公営住宅が減って借家が増えているという状況にあります。本県におきましても、同様に公営住宅の入居が減って、アパート等への入居が増えているという中で、公営住宅の優先入居の活用だけしかなくて、あとセーフティネット住宅のほうもなかなか進んでない状況がございます。そもそも知られていないという状況もあります。ひとり親世帯も子育て世帯の中に含むということですが、ひとり親家庭の住居の状況も変わってきているという中で、今後の基本方針として、住宅支援についても力を入れていくというような方向で、既存の国土交通省の施策を充実するとか、新たにひとり親家庭の住宅支援について創設するとか、そういう方向をお考えいただきたいという要望でございます。

○ 小杉委員長

もう時間が来てしまいましたが、ここで是非要望で言っておきたいことがある方は手を挙げてください。はい、佐藤参考人どうぞ。

〇 佐藤参考人

前回の委員会のときに、ナビを作って、それで情報をお母さんたちに届けるというような話

があったと思うんですけど、実際普及しているとも思えません。ここ何年かの間に、母子手帳 が電子化されて、予防接種がもうすぐですよというような通知が、しっかりお母さんたちに届 く。たくさんの自治体がそういった電子母子手帳を取り入れられていると。すごく大変で、メ ンタルが辛いときにですね、いっぱい紙で、封筒で来て、ポストを見に行くのも辛いときに、 紙で来てなんか督促状じゃなかろうかとかですね、なんかまた嫌なお知らせじゃないかってい うような状況だと情報が届かないこともあるかもしれません。ですから、そういった、もう少 し今の若いお母さんたちにマッチしたような情報の届け方というのを、施策として盛り込んで いただけないだろうかと思います。そこにはたくさんの民間支援団体が近くにありますよ、地 域資源はここにあるんですよというようなことを、自治体の側もやっぱり伝えやすいと思うん ですね。ファーストタッチ云々っていっても、接触する機会が、児童扶養手当の現況届けしか もうないんだというような状況ですと、やっぱりそのときに、何か漏れがないだろうか、職員 の方がチェックしたくなるのは無理からぬものかなと思うんです。ただ、情報の届け方につい て、今はたくさんの情報、やり方があるかと思うので、どういった届け方が有効なのかという ことも検討していただいて、その中には、場合によっては SNS で相談ができるとか、それが AI仕組めばどういったキーワードがたくさん入ってくるかとか、そういうのもあると思うんで す。ましてやスマホひとつでできるのであれば、地域差もそこは生じないので、是非そこにも 予算を盛り込んで検討していただきたいなと思います。

○ 小杉委員長

いいですか。まだほかにも手が挙がっているので、短くお願いします。

〇 村上参考人

はい。村上です。短く終わらせます。そもそもの話ですけれども、母子寮があっても父子寮 はありませんというところと、シェアハウス、母子家庭向け、広まっていますけれども、父子 家庭を置いてかないでくださいというようなところとですね、あとファーストタッチの部分。 相談援助の基本の手法だと思います。どこの自治体でも簡単に研修を受けられるものなので、 相談援助の部分はやっていけばいいのかなとは思うんですが、ただ現状、困りごとを聞き取れ るだけの相談援助者が圧倒的に少ないという事実は変わらなくて、その結果として、困ってい るひとり親家庭は障害福祉のほうですべて支援をしている状況ということも事実だと思いま す。そのため、今後是非ともお願いしたい、最後にお願いしたいことというのは、やはりひと り親家庭の支援担当課を置いていかないで、ほかの部局、障害・高齢・生活保護・生活困窮、 あと労働局等、横とのつながりが、行っていくということを厚労省のほうから強く発信してい ただきたいと思います。理由とすると、私共のほうにも相談が来るんですが、いちいちその自 治体の障害高齢課に連絡を入れてアセスメントを取って、子ども家庭部局の支援員さんにその 情報を届ける、病院に電話するというような中間支援を、なぜか無料でやらなきゃいけない状 況になってるんです。でもそんなことは、自治体の窓口の相談支援専門員さんがきちんと研修 さえ受けていればできていることで、もっと言うと、横のつながり連携してやっていこうねと いう取り決めがされていれば、自治体間が縦割りであっても、横串を入れたトータルサポート

できると思うんですよ。そういった横のつながりをもっと母子・父子自立支援員さんがやりやすいように、各部局に連絡等を入れていただくなどの配慮というものをしていただければなと思います。すみません、以上です。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。時間ですが、いいですか。はい、じゃあ赤石さん。

○ 赤石参考人

手短に言います。私も母子生活支援施設を活用していくという方向は有りだと思っております。ただ、今若いお母さんに、「ちゃんと住居も保証されて相談もできるところがあるんだよ」と言うと、「あ、母子寮ですよね。嫌です」って言われてしまいます。やはりイメージの改革というのが遅れているという現状を、やっぱりなんとかしていかないと、入りたいところにならない。やっぱりそこの広報を是非やっていただきたい。私もお手伝いしてもいいので是非お願いします。

○ 芹澤委員

応援メッセージ、ありがとうございます。そのためにも地域のひとり親家庭に、母子生活支援施設をどんどん活用していただいて、施設を見ていただき、地域の資産として誰もが利用できる施設になっていくと、イメージも変わっていくのではないかなと思います。全国母子生活支援施設協議会として地域のひとり親支援にしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞご支援よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

よろしいですか。どうもありがとうございました。私からも一言。是非 SNS 等を活用してください。

はい、では次回の予定について事務局から説明お願いします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。本日はありがとうございました。次回の専門委員会の日程につきましては、12月26日木曜日、15時からを予定しています。次回はこれまでのご意見を踏まえた資料を準備し議論を進めたいと思います。事務局からのご連絡は以上です。

○ 小杉委員長

これが最後ですか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

まずご意見、これまで 12 回、13 回、14 回、今日で 14 回という形になりますけども、3 回行いましたので、ひとまずご意見を踏まえたものを取りまとめ、26 日には基本方針の見直しに

向けた案というような形ではまとめていきたいなとは思っておりますが、その前に、委員長と ご相談の上、また日程等も考えていきたいと思います。

○ 小杉委員長

ということです。よろしいですか。

はい、それでは、本日の専門委員会はこれにて閉会いたします。皆様ご出席ありがとうございました。